

兵庫保険医新聞

第1742号
2014年2月15日

発行所 兵庫県保険医協会
http://www.hhk.jp/
〒650-0024 神戸市中央区海岸通1丁目2-31
神戸フコク生命海通ビル5F ☎078-393-1801
(1部350円送料共・年間購読料12,000円)
振替01190-1-2133
(会員の購読料は会費に含まれています)

今号の記事

- 初井NHK会長発言に抗議文 2面
- 確定申告の留意点 7~5面
- 研究 第21回日常診より 8面
面 アスベスト手帳申請、援助の取り組み

ラジオ関西番組出演 毎週木曜19時40分~20時頃

「医療知ろう！」放送中!!

AM558kHz / 1395kHz (但馬放送局)

2月20日 空気の汚れ調査結果
27日 %表示にだまされるな



歯科技工士の現状をどうみるか
意見交換が行われた

自治体要請など運動実る

■ 通院・入院とも中学3年まで無料の自治体(自治体によっては所得制限あり)
■ こども医療費助成はあるものの、「通院・入院とも中3まで無料」に至っていない自治体

通院・入院とも中3まで無料 20市町に

中学3年まで無料の自治体



※助成制度の詳細はパンフレットをご参照ください

こども医療費の無料化が県下の市町に広がっている。昨年7月時点で、「通院・入院とも中学3年生まで無料」を独自で実現している自治体が約半数にのぼる(図)。患者負担軽減を求める協会の請願署

名運動や、県社会保障推進協議会と行ってきた自治体要請などの成果。協会は、パンフレットやクイズチラシなどを作成し、さらに無料化を広げようと呼びかけている。

ポスター・パンフレット・クイズチラシでさらに広げよう!



▲パンフレット

▲クイズチラシ▲

県下各自治体は、県制度町に拡大している。なかでも、明石市・小野市・たつの市・宍粟市・神河町・養父市・新温泉町では所得制限もない。また、入院に限れば、「中3まで無料」は、39市町(95%)に広がっており、未実施は2市町(洲本市・播磨町)だけになっている。

県下のどこでも、子どもの医療費無料化を実現するために、こうした市町の努力だけでなく、県の制度や国の健康保険制度で無料化を実施することが求められている。協会は、こどもの医療費助成実施自治体を地図で示したポスターと全自治体の医療費助成を一覧にしたパンフレットを作成している。クイズチラシ第2シーズンのテーマも「子どもの医療費窓口負担は中3まで無料」とした(上)。会員医療機関に1月末に、発送している。

患者・住民に運動の成果を知らせ、さらに多くの子どもたちが安心して医療を受けられるため、ポスターや冊子のご活用、クイズチラシへのご協力をお願いしたい。ご注文は、協会事務局 ☎078-393-1807まで

「保険でより良い歯科医療を」兵庫連絡会 歯科医師・技工士ら34人が 技工問題で初めて懇談

協会が参加する「保険でより良い歯科医療を」兵庫

連絡会は、2月1日に協会

「兵庫県商工団体連合会青

年部議長)が進行役を務め

た。

より良い歯科医療を」兵庫 協会が参加する「保険でより良い歯科医療を」兵庫連絡会は、2月1日に協会主催で「歯科技工問題についての懇談会」を開催。歯科医師と歯科技工士ら34人が参加し、大阪の歯科技工士でつくる大阪歯科技工士連絡会の話題提供をもとに、歯科技工士の現状について交流をほかった。

歯科技工士の現状をどうみるか意見交換が行われた

協会が参加する「保険でより良い歯科医療を」兵庫連絡会は、2月1日に協会主催で「歯科技工問題についての懇談会」を開催。歯科医師と歯科技工士ら34人が参加し、大阪の歯科技工士でつくる大阪歯科技工士連絡会の話題提供をもとに、歯科技工士の現状について交流をほかった。

懇談会では、吉岡正雄・代表世話人(協会副理事長)が開会あいさつし、歯科技工士の雨松真希人・世話人(兵庫県商工団体連合会青年部議長)が進行役を務めた。

雨松氏は、長らく続く低医療費政策により歯科医療の現場は疲弊し、とくに歯科技工士は技工料が安く、超長時間労働・超低賃金のために20~30歳の若い歯科技工士の離職率は約8割と、きわめて異常な事態になっているとした。大阪歯科技工士連絡会が行った「歯科技工所アンケート」では、4人に1人が週労働時間80時間を超え、休日をとする余裕もなく、3割が可

雨松氏は、歯科技工問題に顕著な歯科医療危機の打開のためには、歯科技工士と歯科医師が緊密な連携を図り、双方が一致して、必要な診療報酬を堂々と求めていくことが必要であり、これがそが歯科医療全体の発展と社会的評価を高める確かな道の一つであると訴えた。

大阪歯科技工士連絡会からは、石橋哲夫代表、事務局の塚原敏彦氏と西川勝美氏が話題提供。

歯科技工法には「無資格者に対して歯科技工を行わせてはならない」という義務が明記されていないため、歯科技工士の身分保障が成り立たず、海外委託技

工の流入も放置されていることなどを指摘した。また、歯科技工士の困難な現状を歯科医療全体の問題として伝え協力していくために、保団連・保険医協会にも協力を求めていると訴えた。

意見交換では、「仕事には誇りを持っているが、長時間労働で身体がもつかない」「専門学校のクラスの半分が歯科技工士を辞めている」「厳しい状況があるが、お互いの考えを知る機会がないので参加した」「歯科技工士もワーキングプアが増え、院内技工士を雇えなくなっている現状もある」など活発な意見が、若手歯科技工士中心に出された。問題を共有し交流する重要な機会となった。

燭心

特定秘密保護法に対しては、日本医師会や医学会の意思表示が弱いように思える。新聞などの報道界は強い反対意見を示している。しかし、この法案では「特定秘密を取り扱う公務員に対する適正評価について行政機関から照会を受けた病院は回答義務が生じる」とされる。すなわち政府に命令されたら、病院は特定秘密を漏らしたと疑われる患者の診療情報を提供しなければならなくなる。医師は患者の秘密を守る義務があるのに、安易にこのことを認めてよいのだろうか。医師は単に病気の治療を行えばよいのではない。患者を尊重し、患者の権利を体はって患者を権力などから守る義務がある。世界医師会の医の倫理に関する規定であるジュネーブ宣言では「患者の秘密を尊重する」「たとえ脅迫の下であっても、人権や市民の自由を侵害するために医学的知識を使用しない」との項目がある。第2次大戦中、関東軍の731部隊の人体実験に対し、日本の医療界の対応は非常に甘かった。まるでそんな事件はなかったかのような対応であった。安倍政権の従軍慰安婦や南京虐殺に対する見解に似ている。医師は医療界では指導的立場にあり、当然責任者だ。ドイツではナチスが行った残虐行為に荷担した医師は、ニュルンベルグ裁判で23人が起訴され、16人が有罪、7人が死刑になっている。医師は国家の非人道的命令に、安易に従うことは許されない。▼秘密保護法に対しては、医療界全体からも反対の声をあげるべきである。(海)

1月25日、梶井勝人NHK会長が就任記者会見の席で「従軍慰安婦は戦争をしているどの国にもあった」などと発言したことを受け、協会は2月1日、下記の抗議声明を採択し、関係各機関に送付した。

梶井勝人NHK会長の発言に抗議する

2014年2月1日
兵庫県保険医協会
理事長 池内 春樹

梶井勝人NHK会長は、新会長としての就任記者会見の席で「従軍慰安婦は戦争しているどの国にもあった」「欧州ではどこだってあった」「韓国は日本だけが(『慰安婦』を)強制連行したみたいだから話がややこしくなる。(補償問題などは)日韓条約で解決している」「(国際放送について)政府が右ということをして左というわけにはいかない」などと述べた。

第2次世界大戦中、軍が組織的・系統的に「慰安婦」制度をつくっていたのは日本とナチス・ドイツだけで、「慰安婦」制度が「どの国にもあった」とするこの発言は、「慰安婦」問題の本質を全く理解しない暴言であり、許されるものではない。

さらに梶井会長は、「(国際放送について)政府が右ということをして左というわけにはいかない」とも述べた。この発言は、国民の知る権利に奉仕し、権力の監視を担うべき公共放送の会長自らが、権力の言いなりになると宣言したに等しい。

真実を捻じ曲げ、放送の不偏不党をないがしろにするこれらの発言は、放送について「不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」とする放送法に反する重大な発言であり、梶井氏のNHK会長としての資格が根本から問われる。

また、首相も菅義偉官房長官も梶井氏の発言を「個人としての発言」と片付けようとしているが、会長就任記者会見での発言であり、個人の発言とする言い逃れは出来ない。梶井氏をNHK会長に選任した政府の責任も問われる。

兵庫県保険医協会は、人命を守る医師・歯科医師の立場から、また、平和を脅かす動きに反対する医師の社会的責任を自覚する立場から、梶井氏の発言に抗議し、NHK会長の職務をただちに辞任するよう強く求める。

社会保障「改革」の問題を解説する
新しい政策パンフレット

「医療が遠のく。」 —幸せのための医療とは?—



発行 全国保険医団体連合会
企画編集 兵庫協会

追加注文は、
☎078-393-1807まで (会員無料)

感想文

日常診療における 留意点学んだ

薬科部研究会「インフルエンザ・肺炎」

薬科部は1月25日、協会会議室で大阪大学医学部附属病院感染制御部の関雅文先生を講師に、研究会「インフルエンザ・肺炎の病態と診療の基本的考え方」を開催。58人が参加した。参加者の感想文を掲載する。

講演では、結核および肺炎患者の胸部X線画像も提示いただき、両疾患での画像の違いなどを詳細に説明いただいた。



X線画像を示し分かりやすく解説

値と予後との関連について解説いただいた。A型インフルエンザの肺炎の合併率は、80歳以上の患者では高く、成人肺炎ガイドラインでは初期治療は「time above MIC」投与間隔を調整し、高用量のペニシリン投与が

肺炎の危険性および死亡率が高いことをうかがった。成人市中肺炎の重症度

は、年齢、脱水状態、動脈血酸素飽和度、意識障害、血圧の5項目により分類され、治療を外来・入院のどちらで行うべきか、ガイドラインに示されていることだった。

抗菌薬投与の必要性に関して、市中肺炎ガイドラインのデータをもとにCRP値と予後との関連について解説いただいた。A型インフルエンザの肺炎の合併率は、80歳以上の患者では高く、成人肺炎ガイドラインでは初期治療は「time above MIC」投与間隔を調整し、高用量のペニシリン投与が

感想文

良い人材は 育てるしかない

北摂・丹波支部は1月18日、三田市のキッピーモー ル講座室にて「スタッフ雇用のポイント」をテーマに、会員懇談会を開催した。松田力税理士・社会保障労務士事務所所長を講師に、17人が参加した。参加者の感想文を掲載する。

基本とされるこのことである。肺炎治療に使用する抗菌薬には肝代謝、腎代謝の薬剤があり、薬剤師は薬品の用量・特性を把握しておく必要があると考えた。

クチン接種や感染予防を行う。肺炎治療に使用する抗菌薬には肝代謝、腎代謝の薬剤があり、薬剤師は薬品の用量・特性を把握しておく必要があると考えた。



雇用に関する様々な質問一つひとつに松田税理士がていねいに答えた

③募集広告は新聞の折り込み(本院では今までこれしか使っていないかった)以外に、ハローワークの利用が有効であること。今回、職員募集にこのことが非常に有用でした。

北摂・丹波支部は1月18日、三田市のキッピーモー ル講座室にて「スタッフ雇用のポイント」をテーマに、会員懇談会を開催した。松田力税理士・社会保障労務士事務所所長を講師に、17人が参加した。参加者の感想文を掲載する。

②年収が130万以上になるのが決まった(予定)時より、夫の扶養分および社会保険から離れること。扶養手当以外にも夫の増税分(年収500万円が8万円、800万円が12万円、1200万円が13万円になる)がある。

会員討報

- 青木 徹先生 明石市 内・放射線科 9月21日 享年88歳
- 橋本 裕一先生 西宮市 内・呼・消・循環器科 9月26日 享年81歳
- 飯尾 勇先生 高砂市 内・小児科 10月31日 享年91歳
- 大田黒義郎先生 西宮市 内・小児科 2月2日 享年67歳

保険医協会の共済制度をお勧めします!

グループ保険 死亡保険は安さが一番です。いま話題のネット生保と比べてください!

- 過去5年平均の配当率は47%
- 加入者数5000人を超えました
- 団体保険だから断然安い保険料
- ライフプランに合わせていつでも増額・減額できます
- 最高5000万円の高額保障
- 医師による診査はありません
- 配偶者1000万円のセット加入あり

協会の「休業保障制度」にご加入いただけない方や、上乘せ補償をご希望の方へ。

所得補償保険 うつ病等の精神障害による就業不能も補償/入院は1日目から、自宅療養は5日目から補償/ご家族、スタッフも加入OK

休業保障制度・保険医年金 次回受付は4月1日開始です

お問合せは共済部まで ☎078-393-1805

保険医のための医薬品、医療材料、医療機器の共同購入事業 M&D保険医ネットワーク

- 協会会員の開業医はどなたでもご利用OK。
- 40年の歴史と実績をもつ大阪府保険医協同組合が母体となって運営し、医薬品・医療器材・歯科器材・生活関連商品を数多く取り扱っています。
- ご注文は電話、FAX、Webオンラインから。
- Webサイトから、最新の取扱商品・価格がご覧いただけます。利用方法はお問い合わせください。URL http://e-mdc.jp/
- ご利用者・ご希望者の協会会員には、1カ月に1回「medical net」(共同購入案内)をお送りします。



M&D保険医ネットワーク ☎06-6568-7159

アスベスト尼崎の会が総会

高裁で必ず勝利を

3月6日に判決

9回アスベスト被害から ちと健康を守る尼崎の会総会



すべての被害者が救済される運動をと訴える船越先生

と企業の加害責任を明確にして、補償のための基金を設けることや、曝露対象者への定期検診など、すべての被害者が救済される運動をすすめる」と呼びかけた。

協会も参加する空気の汚染調査結果報告集會

幹線道路沿いの汚染はまだ深刻

アスベストの飛散範囲を極端に狭く認定した。労災や公害によるアスベスト被害者は全国で1万人を超えた。

今回の調査では昨年引き続き、子どもの通学路となる歩道橋上へのカプセル取り付けも行われ、国道43号線、2号線、高速道路下の歩道橋で汚染が明らかに

日本科学者会議全国常任幹事の後藤隆雄氏が「PM2.5とNO2カプセル調査」と題し講演。PM2.5発生の原因などを解説し、PM2.5が高値ならば、NO2の値も高くなる

●医院経営研究会 3月例会

医院経営と雇用管理

～職員と力を合わせられる環境作りのために～

日時 3月22日(土) 14時30分～17時
場所 協会6階会議室
講師 社会保険労務士 桂 好志郎氏
参加費 3000円(医経研会員は無料)
テキスト 保団連発行『医院経営と雇用管理』
※お持ちの方はご持参ください。会場にて販売もいたします(1000円)

お申し込み・お問い合わせは、
☎078-393-1817 山下まで

「アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会」(会長・船越正信尼崎医療生協理事長)は1月25日、尼崎労働福祉会館で第9回総会を開き、90人が参加した。会長に船越先生、代表委員に八木秀満協会尼崎支部長が再任され、森岡芳雄協会環境・公害対策部長の

メッセージが紹介された。あいさつに立った船越会長は、「高裁の公正な判決を求め、全国から9万5千筆を超える協力をいただいた。なんとしても3月6日に高裁で勝利判決を得たい。全国のアスベスト被害者救済のために、国

和也弁護士が「尼崎アスベスト訴訟 到達点と控訴審の展望」と題し講演。「神戸地裁は、周辺住民の被害について、全国で初めて加害企業の責任を認められた。医学的所見が確立していなかったとして国の責任を不問にすることを、

調査は昨年6月13～14日に実施されたもので、県内各地の大気中二酸化窒素(NO2)濃度の測定結果が発表された。極端に汚染のひどい場所は減少傾向に

あり、「公害なくせ」の声をあげた市民のねばり強い運動により、自動車排出ガス規制や、エコカーの普及がすすんだ成果であるとし

一方、国道43号線沿いをはじめ主要道路の側では、環境基準(40ppb)を超えるところが多数残っている。すくなるなど、大気汚染と健康被害は密接にかかわっていることを解説。

同実行委員会は「大気汚染の改善に向け調査を続け、自動車交通規制や環境基準の見直し、環境汚染物質排出規制などを国、兵庫県、神戸市に引き続き求めていく予定。協会も環境・公害対策部を中心に協力していく。

歯科定例研究会

食医のススメ

～歯科の、歯科による、歯科のための嚙下りハ～

日時 2月23日(日) 14時～17時
会場 協会5階会議室
講師 大阪大学歯学部附属病院 顎口腔機能治療部外来医長 野原 幹司先生
定員 120人(事前申込順)

お申し込み、お問い合わせは、
☎078-393-1809まで

本の紹介

『忘却のしかた、記憶のしかた』

ジョン・W・ダワー著／外岡秀俊訳

『敗北を抱きしめて』のジョン・W・ダワー、マサチューセッツ工科大学名誉教授の最新著。戦前

歴史を学び、ハーバード大学院で「日本における近代国家の成立―明治期の政治的経済的諸問題」

第一章で日本生まれの外交官、E・H。1948年の慶応義

塾大学での福沢研究会30周年記念講演がすばらしい。ノーマンについて、もっと勉強したくなかった。この章で述べられている、日中戦争と米国のベトナム、イラク、アフガン侵攻との比較歴史学は本書の白眉(傑出して

は過去をどう祝うべきか。第八章 二つのシステムにおける平和と民主主義―対外政策と国内対立。第九章 惨めさをわらう―敗戦国日本の草の根の諷刺。

第一〇章 戦争直後の日本からの教訓。第十一章 日本のもう一つの占領。特に第二章、第三章、第九章はノーマンのいう「いかにレンガを選んで時代を写すか」において、その当時の挿絵や

ポスター、写真、着物、いろいろはかるたの例示がすばらしい。翻訳はこなれていて300ページを超える大著だが、非常に読みやすい。

【姫路市・小野寺医院 池内 春樹】

神鋼火発ネットが神鋼と懇談

徹底した安全対策、情報公開、環境対策を



大気汚染が健康被害を起こしていると訴える森岡先生

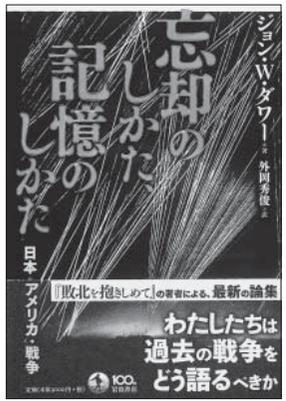
神戸製鉄所内で神戸製鉄所と懇談を行った。ネットワ

神戸製鉄は2012年に起こった4件の事故について、周辺住民に不安を与えたと謝罪し、原因を解明

は不十分であり、事故対策についても場当たり的な対応しかしていないとの声が出された。神鋼側は、東南海大地震津波対策についても、

「2012年8月に中央防災会議が出した灘区の最大津波の高さ以上の防潮堤があり、化学工場ではないので、想定以上の津波が来たとしても、2次の災害は心配ない」と述べた。だが防潮堤の高さは、現在、兵庫県防災会議で検討中の津波の高さには対応していないこと

森岡理事は、「予測して予防するという発想をまず持ってほしい。事故で、爆音や火災が起こり、住民に不安が広がったにもかかわらず、十分な説明がなされていない。今後、皆さまからの声をうけ、検討させていただきます。」と答えた。



岩波書店 定価 3000円+税

力―日本における戦争と記憶。第五章 被爆者―日本人の記憶のなかの広島と長崎。第六章 広島島の医師の日記、50年後。第七章 真の民主主義

森岡芳雄理事が代表世話人を務める「石炭火力発電所問題を考える市民ネットワーク」は1月16日、神鋼

神戸製鉄は2012年に起こった4件の事故について、周辺住民に不安を与えたと謝罪し、原因を解明

住民のことをもっと考えてほしいと訴える森岡先生



「具体的な数値が出てきたら、これを検討する」として、積極的な回答は得られなかった。2017年度をめどにした高炉廃止に

森岡理事は、「予測して予防するという発想をまず持ってほしい。事故で、爆音や火災が起こり、住民に不安が広がったにもかかわらず、十分な説明がなされていない。今後、皆さまからの声をうけ、検討させていただきます。」と答えた。

2014年 診療報酬改定研究会

	開催地	開始日時	会場	
医科診療所	神戸①	3月23日(日) 14時	県農業会館 11階大ホール	
	但馬	3月23日(日) 15時	ホテル幸祥	
	西宮	3月25日(火) 14時	西宮勤労会館 1階大ホール	
	伊丹	3月27日(木) 14時	伊丹シティホテル 3階光琳の間	
	明石	3月27日(木) 14時	明石市生涯学習センター アスピア明石9階子午線ホール	
	姫路	3月27日(木) 14時30分	姫路じばさんびる 9階901会議室	
	尼崎	3月28日(金) 14時	尼崎商工会議所 7階701会議室	
	小野	3月28日(金) 13時30分	コミセンおの コミュニティホール	
	神戸②	3月29日(土) 14時	県農業会館 11階大ホール	
	加古川	3月29日(土) 15時	加古川市勤労会館 3階301会議室	
病院	三田	3月29日(土) 14時	三田市総合福祉保健センター 多目的ホール	
	淡路	3月29日(土) 15時	淡路市立しづかホール	
	神戸	3月23日(日) 17時	県農業会館 11階大ホール	
	姫路	3月27日(木) 17時	姫路じばさんびる 9階901会議室	
	2次Q&A	4月24日(木) 15時	県農業会館 11階大ホール	
	歯科	神戸①	3月23日(日) 10時	県農業会館 11階大ホール
		姫路	3月23日(日) 15時	姫路市市民会館 4階第6会議室
		西宮	3月23日(日) 15時	西宮市役所東館 8階大ホール
		明石	3月27日(木) 19時	明石市生涯学習センター 7階学習室1
		伊丹	3月27日(木) 19時	伊丹シティホテル 3階光琳の間
三田		3月29日(土) 18時	三田市総合福祉保健センター 多目的ホール	
加古川		3月29日(土) 18時30分	加古川市勤労会館 3階302会議室	
神戸②		4月6日(日) 14時	保険医協会 5階会議室	
薬科		4月26日(土) 15時	保険医協会 6階会議室	

※次号に会場一覧を掲載予定。3月上旬にハガキでもご案内します。

『2014年版 保険診療便覧』

追加注文分(有料 1冊4000円) 予約受付中

- ・2月末までにご注文の場合は送料無料!
- ・会員医療機関は、追加注文の有無にかかわらず、1冊は「無料」でお届けします(5月上旬)

2014年4月には診療報酬改定が行われます。協会では、5月上旬に会員医療機関に『保険診療便覧』を1冊無料でお届けしますが、追加注文分(有料:1冊4000円・税込)のご予約を先行して承ります。ご注文ください。2月末までにご予約いただいた場合は、「送料無料」でお届けします。

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1803まで

歯科保険請求



〈摂食機能療法 1日につき185点
治療開始後3カ月以降は月4回限度〉

Q1 摂食機能障害を有する患者に30分以上訓練指導を行った場合とあるが、どういふ疾患を指すのか。

A1 摂食機能障害とは、発達遅滞、顎切除および舌切除の手術または脳血管疾患などによる後遺症により摂食機能に障害がある者とされています。

Q2 病名は「摂食機能障害」として、レセプト摘要欄には何を書くのか。

A2 レセプト摘要欄には、治療の実施日と実施時刻(開始時刻と終了時刻)などを記載してください。

〈舌接触補助床

1装置につき2000点〉

Q3 舌接触補助床の算定要件はなにか。

A3 舌接触補助床は、摂食機能療法を算定している患者に対して、舌接触状態などを変化させて、摂食・嚥下機能の改善を目的とするために装着する床、または有床義歯形態の補助床のことで、床副子として1装置につき2000点を算定しま

す。なお、印象採得228点、咬合採得185点、装着料120点で算定し、人工歯、クラスプ、バーなどは別に算定できません。

Q4 調整が必要な場合は調整料が算定できるか。

A4 装着時または装着後1カ月以内に1口腔1回に限り床副子調整120点が算定できます。カルテに調整部位と調整方法を記載してください。

2014年3月31日期限の経過措置医薬品
(歯科関連外用薬の主なもの)

3月末で廃止となる経過措置医薬品をご確認ください。4月1日からは使用できませんのでご注意ください。

名称変更(旧→新)

スプロールトローチ 2mg

→セチルピリジニウム塩化物トローチ 2mg「イワキ」

アテネレン含嗽用顆粒0.4%

→アズレン含嗽用顆粒0.4%「ツルハラ」

販売中止

アクリノール液0.1%「日医工」

ポビドンヨード液10%「日医工」

アズレミック錠口腔用 5mg

フォルテガード錠口腔用 5mg

◆レセプト請求時には、記載漏れなどがないかよく確認しましょう。

◆不当な査定・減点には、再審査請求をしましょう。

◆歯科保険請求、返戻・減点等のご相談は、☎078-393-1809(歯科直通)まで。

兵庫 保険医新聞

2013年版ご案内

CD-ROM縮刷版/合本

1年間の集大成。32号分約200面を網羅。

○CD-ROM縮刷版 7000円

○合本 7000円

(いずれも税・送料込み)

ご注文・お問い合わせは、

☎078-393-1807 新聞部まで

女性医師・歯科医師の会つどい

茶道の精神から医療人が学ぶこと
～生田神社で日本伝統の茶道を体験～

日時 3月1日(土) 14時～16時

会場 生田神社会館布引の間・神泉亭

参加費 1000円

定員 30人(先着順)

協力 生田神社附属茶華道生田会

報告 「The Spirit of Chado茶道」

中央区・フラワーロード服

部内科 服部かおる先生

お申し込み・お問い合わせは、

☎078-393-1807 小西・有本まで

確定申告直前の最終確認、総仕上げに!

確定申告個別相談会

日時 3月1日(土)、9日(日)
13時～17時のうち1時間

会場 協会会議室

費用

相談料(相談のみの方) 1万円

申告書自己提出の方 2万円

措置法26条による申告書作成 3万円～

青色申告等実績による申告書作成 5万円～

※4日前までに要事前予約。

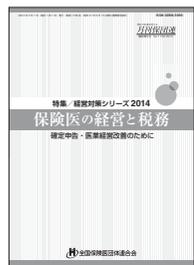
先着順に受付

お申し込み・お問い合わせは、税経部☎078-393-1817 山下・荒川まで

月刊保団連 臨時増刊号

『保険医の経営と税務 2014』

会員頒価 1,000円(送料込)
B5判 198ページ



確定申告と日常業務の双方に対応。医療所得の計算、損益計算書の作成、措置法の選択、確定申告書の記載例など詳述。その他、承継・閉院、スタッフの税務と給与実務なども解説。

九条の会・兵庫県医師の会 市民学習会

知られていない米軍基地のこと

憲法無視の日米地位協定

米軍基地と日米地位協定の問題にくわしく、『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」(「戦後再発見」双書2、右写真)などの著書がある前泊博盛さんにご講演いただきます。

日時 2月22日(土) 17時～19時 会場 協会5階会議室

講師 前泊 博盛氏(沖縄国際大学大学院教授、元琉球新報論説委員)

参加費 500円

共催 兵庫県保険医協会、兵庫県民主医療機関連合会、核戦争を防止する兵庫県医師の会、九条の会医療人の会(全国)

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1807まで



診療内容向上研究会 第493回

糖質制限食の有効性と安全性

—糖尿病・動脈硬化・癌・肥満と糖質制限食—

日時 3月8日(土) 17時～ 会場 協会会議室

講師 京都・高雄病院理事長 江部 康二先生

米国糖尿病学会によれば、食べ物が消化・吸収されたあと、糖質は速やかに吸収され120分以内に100%血糖に変わるが、タンパク質・脂質は血糖に変わらない。これらは含有エネルギーとは無関係の生理学的事実である。グルコーススパイクと一日平均血糖変動幅増大が酸化ストレスの最大のリスクとなるが、これらを生じるのは糖質摂取だけである。糖質制限食なら食後高血糖は生じず、平均血糖変動幅は速やかに改善する。一方カロリー制限をしても糖質を摂取すれば必ず食後高血糖を生じ、平均血糖変動幅増大を招き、酸化ストレスが亢進する。酸化ストレス亢進は、動脈硬化、ガン、老化、アルツハイマー病、パーキンソン病などの元凶とされている。米国糖尿病学会は、2013年10月、5年ぶりに「栄養療法に関する声明」を発表し、全ての糖尿病患者に適した唯一無二の食事パターンはないと明言し、糖質制限食、地中海食、ベジタリアン食、低脂質食などを受容した。

【江部 記】

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1803まで

(6面からの続き)

Ⅶ. 事業所得(医業)所得の計算

1. 保険診療収入が

5000万円以下の場合

①所得計算の選択(青色申告、白色申告を問いません)

(イ) 実額計算による所得計算

(ロ) 保険診療収入は「四段階の特例」計算(措置法26条)、自由診療収入は実額計算

(イ)(ロ) いずれか有利な計算方法を選択できます。ただし、特例計算を選択する場合は申告書2表の特例適用欄に「措置法26条」と記載することが要件となっています。

②「四段階の特例」とは、保険診療収入に収入金額に応じた経費率を乗じた金額を必要経費とし、保険診療に係る所得を計算する方法ですが、具体的には、下表により計算します。

■「四段階の特例」の必要経費の計算法

収入金額	必要経費率
2500万円以下の部分	72%
2500万円超3000万円以下の部分	70%
3000万円超4000万円以下の部分	62%
4000万円超5000万円以下の部分	57%

③特例計算を選択する場合の自由診療等に係る所得の計算は「青色申告決算書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》、また白色申告の場合は「収支内訳書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》を用いて計算します(7~6面参照)。

保険診療収入は点数からの逆算により計算しますので、実額で把握した保険診療収入とは異なる場合があります。必要経費については、記帳に基づき計算された総額を、まず保険診療収入と自由診療収入に固有の経費に区分します。次に共通経費については、原則として収入金額基準で配分します。自由診療収入に対応する固有経費と共通経費のうち自由診療収入に配分されたものの合計が、自由診療収入の必要経費となります。

記帳がされていなくて必要経費が計算できないときは、「自費等収入所得率表」(右上表)によらざるをえませんが、現在、一定規模の白色申告者について記帳義務や記録保存制度が設けられています。経営状態を把握するためにも記帳はすべきであると考えます。(平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、事業等を行う全ての白色申告者は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりますので、ご注意ください。)

④平成26年分(来年)の確定申告から、収入金額が7000万円を超える場合は、特例計算の適用ができないこととなりました。(平成25年度改正)

2. 保険診療収入が5000万円超の場合

保険診療収入が5000万円超の場合は、「四段階の特例」は適用できません。記帳に基づき実際の収入、必要経費を計算します(実額計算)。

3. 「青色申告決算書」「収支内訳書」(白色申告書)の作成上の留意点

①保険診療収入

(イ) 国保、支払基金、介護保険等の通知書から点数逆算金額を算出して集計します。具体的には、7~6面の収支内

訳書記載の方法を参考にしてください。

(ロ) 実額計算の場合は、窓口保険収入と国保、支払基金および介護保険の振込額を合計した金額となります。なお、未収金を含みます。

②自由診療収入

窓口自由診療収入(文書料等を含む)、介護保険の主治医意見書作成料、特定健診・特定保健指導料等を集計します。なお、未収金を含みます。

③期首棚卸、期中仕入、期末棚卸

期首棚卸には、平成24年の期末棚卸額を記入します。期末棚卸には、平成25年12月31日現在の在庫有高を記入します。期中仕入は、平成25年1月1日から12月31日までに納入された薬品等の金額を記入します。毎月の締切日が末日以外の場合、平成26年1月締め分の請求書から平成25年12月中の仕入高を加算しなければなりません。

④接待交際費

税務調査の重点項目とされていますから、領収書等に接待、贈答の相手先、目的等をメモし、事業に直接関連する費用であることが説明できるようにしておくことが必要です。

⑤青色事業専従者給与

事前に「青色事業専従者給与に関する届出書」が提出されていること、給与の対価が届出の範囲内の額で職務対価として適正であること、従事可能期間のおおむね2分の1以上の従事期間があること、支給事実と支払の記帳があること等が要件とされています。調査に際しては、従事の程度や適正額であるかどうか重点を置かれますので、従事内容、従事期間、金額の妥当性を説明できるようにしておくことが必要です。

⑥家事関連費の処理

医院と自宅が兼用されている場合は、電気代、水道代、ガス代、電話料、固定資産税、借入金利息等について、家事費になる部分は必要経費になりませんから、合理的に計算して必要経費から除外しておくことが必要です。医院と自宅が兼用されていない場合であっても、必要経費全般の記帳にあたり、事業との関連性を説明できるようにしておく必要があります。

Ⅷ. その他の所得について

1. 給与所得

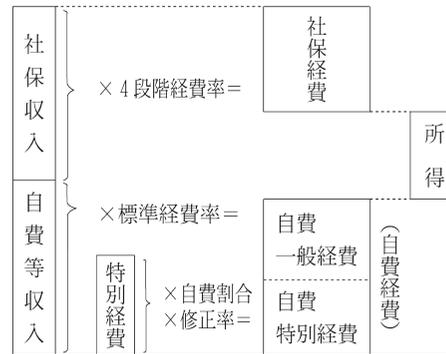
校医手当、保健所や医師会の出務手当等は、「源泉徴収票」で把握し、申告書に添付します。

2. 譲渡所得

車両や医療機器を下取りに出した場合は、下取金額を収入金額としてその残存帳簿価額を控除し、そこから50万円の特別控除ができます(譲渡利益が限度)。5年以上保有した資産である場合は、さらに2分の1をした金額が課税対象となります。譲渡損失がある場合は、他の所得と損益通算できます。ゴルフ会員権の譲渡も同様です。

3. 一時所得

生命保険や保険医年金の解約金・満期返戻金等は一時所得の収入金額となります。収入金額から収入を得るために支払った掛金を控除し、利益を限度に50万円の特別控除ができます。さらに2分の1をした金額が所得となります。



■ 特別経費となるもの

- ① 人件費
- ② 支払利息
- ③ 地代家賃
- ④ 建物減価償却費
- ⑤ 貸倒金

表 自費等収入所得率表()は経費率

単位は%

各科	一般	労災・公害
内科	66.7 (33.3)	54.0 (46.0)
呼吸器科	62.9 (37.1)	
外・整外科	70.8 (29.2)	56.0 (44.0)
耳鼻科	72.7 (27.3)	55.0 (45.0)
皮膚科	69.5 (30.5)	58.0 (42.0)
産婦人科	70.2 (29.8)	
眼科	・一般	74.4 (25.6)
	・コンタクト原価含む	45.1 (54.9)
	・コンタクト原価含まず	90.1 (9.9)
歯科	75.2 (24.8)	58.0 (42.0)

4. 雑所得

原稿料、講演料等の報酬は雑所得となります。収入からこれに対応する費用を控除して所得を計算します。収入が少額である場合は、慣例的に収入の30%を必要経費として申告している場合が多くあります。この「支払調書」がある場合は申告書に添付してください。

その他、公的年金、私的年金を受給している場合も雑所得となります。この「源泉徴収票」は申告書に添付します。

5. 新規開業医の注意点

新規開業の場合は、本年度は当初費用が多く収入が少ないこと等により事業所得が赤字である場合があります。このような場合は勤務期間中の給与所得・退職所得の申告を忘れずにすることが必要です。給与・退職金から源泉徴収された税金がある場合は、還付金の請求ができる場合があります。「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉徴収票」を申告書に添付してください。

Ⅸ. 消費税の計算と申告

1. 平成25年分の消費税確定申告をする義務のある者

平成23年分の「消費税の課税売上」が年1000万円超える場合は、平成25年分の消費税確定申告をする義務があります。毎年、2年前(基準年度)の年分の課税売上によって、その年の消費税の申告義務の有無を判断します。基準年度の課税売上が1000万円以下の場合は、免税事業者となり、消費税の申告は不要です。

ただし、平成25年以降は、基準年度の課税売上が1000万円以下であっても、その前年1月1日から6月30日までの期間の課税売上(課税売上に代えてその期間に支払った給与等の支払金額で判定することもできます)が1000万円超える場合は、その年は課税事業者となります。

2. 消費税の課税売上となる医業収入等

通常の医業収入等について、消費税の課税売上、非課税売上、不課税売上を区分することが必要です。

①課税売上: 自由診療収入(文書料、処置費等を含む)のうち、下記の②以外

■ 自費等収入修正率(調整率)表

科目	大阪
内科	85%
呼吸器科	85%
外・整外科	80%
耳鼻科	85%
皮膚科	85%
産婦人科	75%
眼科	80%
歯科	75%

(参考大阪国税局)

のもの、事業用資産の売却収入等

②非課税収入: 保険診療収入、助産収入、自賠責収入、労災収入、居住用賃貸家屋に伴う収入、地代収入等

③不課税収入: 公的補助金、助成金、生損保満期返戻金、生損保解約金収入等

3. 消費税の計算方法

消費税の計算方法には、本則課税と簡易課税がありますが、詳しくは税理士、あるいは協会にお問い合わせください。

Ⅹ. 終わりに

所得税の確定申告期限(提出、税金納付)は3月17日、消費税は3月31日です。また、今年の振替納税による口座引き落としは、所得税は4月22日、消費税は4月24日です。期限に遅れると加算税や延滞税が課されます。青色申告特別控除など期限後申告となった場合に適用ができない取り扱いになっている規定もありますから、注意が必要です。

なお、純損失および雑損失の繰越控除については、平成23年分から発生年分の申告書について期限内申告の要件が廃止されています。

また、平成23年分の申告に税額過大の間違いがあった場合は、本来の申告期限から5年間、それ以前分についても運用で減額更正の申し出により減額される扱いに拡充されています。住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税の特例を受けるためには、贈与を受けた方の申告が必要です。

平成25年分 確定申告の留意点



協会税務講師団
田中 雄司 税理士

I. はじめに

平成25年度の税制改正では、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策等のための税制上の措置を講ずることとしています。また「社会保障・税

の一体改革」の着実な実施、震災復興支援のための税制措置も講ずることとして

います。
今回は平成25年度とそれ以前の改正項目のうち、平成25年分の確定申告を行う際に注意が必要なものを解説します。

II. 主要改正項目

1. 給与所得控除の改正(平成24年度改正)

給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

2. 給与所得者の特定支出控除制度の改正(平成24年度改正)

(1) 特定支出の範囲に次の支出が追加されました。

イ 職務遂行に直接必要なものとし

(6面に続く)

平成25年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

診療科目		診療科目	科
1. 収入金額の内訳			
社会保険診療報酬	① 一般社会保険	診療件数	診療日数
	生活保護法		
	精神保健福祉法		
	小計		
	② 国民健康保険法		
自由診療の収入等	③ 介護報酬		
	④ その他		
	小計		
	⑤ 計		
	⑥ 雑収入		

社保本人+社保家族の合計点数×10の金額+食事・生活療養費(円)

公費単独の年間合計額から公費単独の過誤調整年間合計額を加減

平成25年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書			
支払を 受ける者	住所(居所) 又は所在地	氏名又は 名称	
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
(摘要)内	本人分	円	円
	内 家賃分	円	円
	内 老人保健分	円	円
	内 食事・生活療養費	円	円
支払者	住所(居所) 又は所在地	氏名又は 名称	

国保の合計点数×10から国保過誤調整合計額を加減

事業所別介護給付費等支払明細書(合計書)						
平成25年分	事業所番号	事業所名	平成 年 月 日	兵庫県国民健康保険団体連合会		
審査年月	確定数	単位	特定入所者介護等	介護給付費計	認定調査費委託料(消費税含む)	処遇改善交付金
			円	円	円	円
合計						

薬品、材料の仕入れリベート、容器や歯科用金属片の廃材売却、自動販売機収入、往診時の車代など

主治意見書作成料支払明細書(合計書)			
請求年月	件数	原簿別請求額	支払額
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計			

保険医療機関等別診療報酬支払明細書(合計書)						
診療日	確定点数	食事療養	生活療養費	支払金額	過誤調整額	事務処理費
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計						

特定健診・特定保健指導支払総括票	
健診等機関コード	00-0-00000000
健診等機関名	医療法人 〇〇〇〇病院 御中
平成〇〇年 1月分 ~ 平成〇〇年 12月分	の支払金額については、本書のとおりです。ご連絡します。
区分	支払金額
特定健康診査	円
特定保健指導	円
合計	円

(注) 雑収入は対応する経費がないものとして扱われている。事務処理費は雑収入ではなく、「自由診療の収入等」として扱われるべきと考えます。

資料

振込通知書などにより保険診療・介護保険収入を計算する方法

第21回
日常診療
経験交流会
演題より

—保険診療のてびき・677—

アスベスト健康管理手帳 申請・援助の取り組み

中央区・東神戸診療所(事務) 大槻 登

【共同研究者】中村勇造、長井良弘



兵庫県保険医協会

☎ 078-393-1801

Fax 078-393-1802

http://www.hhk.jp/

はじめに

東神戸診療所は、神戸港にも近く、戦後の日本経済を底辺から支えてきた、荷役や建設作業などの労働に従事された患者さんが、多くいます。その方たちの多くは、アスベストによる健康被害の事実も知らされず、また被害者救済の制度、健康管理手帳の制度のことも知らされないうままでした。

診療所の方針として、2008年「弱者の主治医宣言」を掲げ、2010年には「何でも相談会」の定例開催をしてきました。

そして、2011年には、労働でアスベストによる健康被害を受けた患者さんのアスベスト健康管理手帳の取得に向け、申請援助に取り組んできました。その内容について、報告したいと思います。

生活保護患者の聞き取り調査

診療所の患者層は、外来患者全体の約4割弱が生活保護の患者さんで、貧困層の方が多く住む地域にあります。

2009年12月～2010年3月、その生活保護の患者さんを対象に、全職員で分担して聞き取り調査を行いました。

昔、従事した仕事で石綿＝アスベストに関係する仕事をしたことがないか、アスベストに体をさらした経験はないか、体の不調はないか、などの聞き取り調査を行いました。

図1は、生活保護患者さん男性の石綿暴露歴です。調査した134人中60人が石綿に暴露された経歴がありました。図2は、女性の石綿暴露歴です。調査した93人中12人が石綿に暴露された経歴がありました。

石綿に暴露された内容は、ほとんどの方が荷役などの港湾労働や建設現場で、そのほこりをかぶったりしたものでした。

劣悪な労働条件下の港湾労働

1970年代までの港湾労働は、危険で過酷な労働が多く、労働者は劣悪な労働条件のもとで肉體労働を強いられていました。

1960年代高度成長期には、港湾労働者の労働力不足が問題になりました。

これに対応するため、労働力の確保、雇用の安定、福祉の増進を目的として、1965年に港湾労働法が制定されました。この制定により、不労手当の支給に基づく日雇労働者の所得保障がなされるなど、一定の改善が見られるようになりました。

また、日雇港湾労働者を公共職業安定所に登録して職業紹介を行う、雇用調整制度が設けられたりしました。

しかし、業務内容が流動的で、仕事のある時とない時の波があることから、雇用が不安定であり、依然として日雇労働者に依存する背景がありました。また、人足寄せ場として山口組が暗躍し、中間搾取するという状況がありました。

「わたしらアンコやったから」という、患者さんの話もありました。アンコとは深海魚のアンコウのことで、他の魚やカニ、ウニ、貝、小さなサメ、カモメやペンギン、(オスのアンコウ)など何でも食べる魚のことです。つまり、生きるために、何にでも食いつく、仕事を選べない、どんな仕事でも食いつかないと生きていけなかったという意味です。

当時は、船が港に接岸できず、沖に停泊し、舳(はしけ)で荷物を岸に移していました。舳とは、貨物を積んで航行する底の平たい船舶です。長さは20m前後、幅は6m前後、深さ2m前後の鋼鉄製で、エンジンはなくタグボートで引いたり押ししたりして航行します。中には、居住空間のある舳もありました。本船に横づけして、クレーンで荷物を吊り上げて積み込んでいました。(図3、図4)

全職員会議による学習会

東神戸診療所での取り組みについては、郷地秀夫所長より手帳申請の指導があり、2010年度に全職員会議で2回学習会を行いました。1回目は郷地所長を講師に「アスベストについて」、2回目は東神戸病院のケースワーカー・才田係長を講師に「アスベストにかかわる制度について」学習会をしました。

事務職は、全員が担当者になり、手帳申請にかかわる方針を持ちました。月に1回の「なんでも相談会」も開催しています。

アスベストによる健康被害の救済制度

①診察し、レントゲンや問診によって、吸い込んだことは推測できるが、それ以外に問題はない、症状もないという段階では、救済を受けるための制度はありません。

しかし、アスベストは吸い込んだ量や期間や種類によって違いますが、20年から40年という長い潜伏期間の後に症状が出るため、経過観察が必要です。また、この時期にきちんとした問診を行い、健康被害にあった状況の把握や、業務上か否か、労働者であるか否かなどを明確にしておくことで、今後の手続きに有効になります。

②両肺野にアスベストによる不整形陰影がある、または、アスベストによる胸膜肥厚があるという段階だと、健康管理手帳による定期的な健康診断の対象になります。

アスベストを吸い込んだことが業務上か否かで、申請する手続きが異なります。業務上だと厚生労働省の健康管理手帳制度の対象になり、業務外だと県独自事業の健康管理支援事業の対象になります。

③アスベスト肺・肺がん・胸膜、心膜または中皮腫・良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚と診断され、治療が必要となれば、業務上では申請により労災による

図1 男性の石綿暴露歴 (60人/134人中)

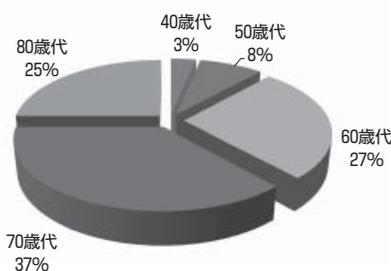


図2 女性の石綿暴露歴 (12人/93人中)

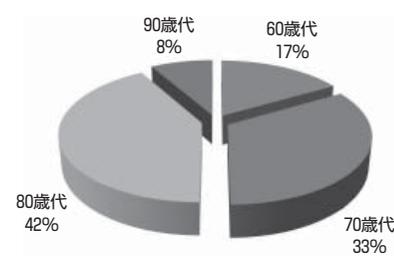


図3 舳(はしけ)の構造

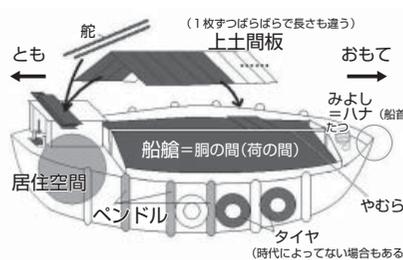


図4 舳(はしけ)の作業

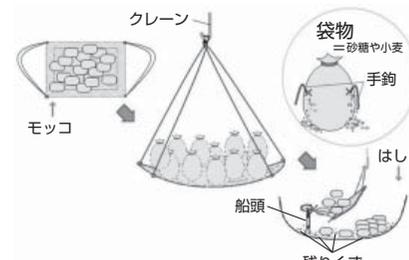


図3、図4は、『はしけの社会史—神戸港の事例』(執筆・土井麻奈未、関西学院大学社会学部2011年3月島村ゼミ卒業論文)より改変

「療養保障給付」が支給されます。

労災として認められなかった場合、業務外だと「石綿による健康被害の救済に関する法律」(2006年3月施行)により、医療費などの救済給付を支給する制度があります。

健康管理手帳による健康診断

①業務上の場合は、厚生労働省の健康管理手帳制度の対象になり、退職後の健康管理を行うこととなります。申請窓口は、居住地の労働局です。

県労働局長に申請し、審査を経て、手帳の交付を受けると、指定医療機関において年に2回、無料で健康診断を受けることができ、経過観察となります。

②業務外、つまり労災適用外の場合は、県独自事業の健康管理支援事業の対象になります。申請窓口は、各区役所・神戸市保健福祉部です。

指定医療機関を受診し石綿に係る精密検査を受診した結果、医師により石綿(アスベスト)関連疾患で経過観察が必要とされた場合に、経過観察に係る検査費用の自己負担部分を助成するものです。ただし検査は、胸部レントゲンとCT検査に限られています。

対象者には、「アスベスト健康管理手帳」が交付されます。

事例提示

〈事例1〉

労働局に申請し、「健康管理手帳」を取得できたケースです。

78歳男性、高血圧症・胃潰瘍にて、2001年より通院、2008年11月、塵肺、肺気腫と診断。2010年12月、胸部レントゲン上での肺の繊維化、胸膜肥厚が認められ、アスベスト肺疑い。2011年1月、指定医療機関の神戸病院へ紹介し、診断書を作成してもらい申請しました。

この患者さんは、電気工事や配管工の仕事をやつとされた方ですが、一つの会社で厚生年金を1カ月納めていた記録が

あり、そのことが決め手となって、労働によるアスベスト健康被害と認められ、健康管理手帳を取得できました。

〈事例2〉

区役所を通じて環境局に申請し、「アスベスト手帳」を取得できたケースです。

80歳男性、腰椎椎間板ヘルニア、前立腺肥大、慢性腎不全にて2007年より通院、生活面の援助も必要で介護保険サービス導入、理解力の低下もみられました。2010年5月に指定医療機関にて、胸膜プラークが認められました。

仕事は荷役の仕事についていたと思われるのですが、証明できるものがなく、労働局申請では却下となりました。ただ、診療所の援助にて、環境局申請でアスベスト健康管理手帳を取得できました。

申請援助活動の成果

通院患者のうち、これまでに20人の方が手帳を取得されました。

健康被害救済制度の紹介をし、ご自分で申請され手帳取得された方が多いですが、ご自身だけの申請では、理解力が乏しく困難と思われるケースの方などを援助してきました。

援助活動の中で、労働局申請で手帳取得できた方が4人で、環境局申請で手帳取得できた方が4人でした。申請継続中の方が1人です。

結語

まだ進行中ですが、大切なこととしては、①全職員でかかわること、②患者さんとともに行動すること、③行政の窓口や指定医療機関との連携、④患者さんの社会的背景を知ること、などがあげられると思います。

私たちは、今後も患者さんの立場にたち、制度の活用をはじめ、具体的な問題解決に向けて、引き続き行動する診療所をめざしていきたいと思います。